



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

社会保険労務士事務所オフィスきよみ

〒553-0003 大阪市福島区福島 7-14-14-1202

TEL 06-6457-6888 FAX 06-6457-6890

平成 30 年分の年末調整における留意事項

年末調整の時期がやってきました。平成 30 年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

留意事項：各種申告書等の見直し

●給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（兼用様式）」についても、平成 30 年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式に改められました。

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社（給与の支払者）に提出する必要があることを、社員（給与所得者）に伝えておきましょう。



●源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成 29 年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

平成 29 年分の源泉徴収簿（抜粋）		平成 30 年分の源泉徴収簿（抜粋）	
生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者（特別）控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	〃	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	〃

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成 30 年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。

今回の年末調整においては、変更点が多々あります。

トビウクス 働き方改革関連法－時間外労働の上限規制②

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、前回に引き続き、時間外労働の上限規制 (労働基準法の改正) を取り上げます。今回は、新たな 36 協定に注目してみます。

時間外労働の上限規制② 新たな 36 協定のポイント

< 新たな 36 協定のポイント >

- 新たな様式では、時間外労働の上限規制が主に 1 か月と 1 年について定められていることから、36 協定で定める延長時間も 1 日のほか、1 か月*、1 年の区分で固定されました。
 - * これまでは、1 か月について定めず、2 か月もしくは 3 か月の延長時間を定めることも可能でした (例: 2 か月の限度時間は 81 時間でしたので、限度時間の範囲内で、最初の月に 50 時間延長し、次の月は 31 時間延長という取扱いも可能でした)。
 - しかし、これからは 1 か月の延長時間 (限度時間は 45 時間) について定める必要があります。
- 他方、休日労働を含めて単月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内の上限の遵守に関しては、1 か月、1 年についての延長時間の記載だけでは直ちに確認できないことから、新たにチェックボックスを設けて労使に遵守を求めるようになっています。
- そして、特別条項付き 36 協定の様式も省令で規定されることに！

< 36 協定の新様式の例 / 特別条項付き 36 協定の特別条項の部分 >

様式第 9 号の 2 (第 16 条第 1 項関係)		時間外労働 休日労働				に関する協定届 (特別条項)			
臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満 19 歳以上の者)	1 日 (任意)		1 箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100 時間未満に限る。)		1 年 (時間外労働のみの時間数、720 時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (6 箇月以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	
			法定労働時間を 超える時間数	所定の労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定の労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率 (任意)
限度時間を超過して労働させる場合 にとる 手続 について定める。			特に注意			限度時間を超過して時間外労働をさせる 場合の 割増賃金率 を定める。 その率は、法定割増率(25%)を超える 率となるように努める。			時間外労働と法定休日 労働を合計した時間数 は、月 100 時間未満、 2～6 か月平均 80 時間 以内でなければならない。 そのことを労使で 確認の上、必ず チェッ ク を入れる。 チェックボックスに ✓ が付かない場合には、有効 な協定届とならない。 (このチェックボックスは、 通常の 36 協定にもある)
限度時間を超過して労働させる場合における 手続		(該当する番号)	(具体的内容)						
限度時間を超過して労働させる労働者に対する 健康及び福祉を確保するための措置									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない。かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)									

★36 協定は、所轄の労基署に届出をしないとその効力が発生しません。

協定内容に不備があり、届出を受理してもらえないようなことがあれば、時間外・休日労働をさせることはできません。(協定なしで時間外・休日労働をさせれば、その時間数にかかわらず罰則に処されます)

重要な協定ですので、届出に当たっては、『裏面の記載心得』に沿って、慎重に記載する必要があります。特に、特別条項を付ける場合は、記載事項が増えますので、より注意が必要です。不明な点がありましたら、気軽にお声かけください。



12/10	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括有期事業開始届の提出 (建設業) ● 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ● 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
12/31	<ul style="list-style-type: none"> ● 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 (2019 年 1 月 4 日まで) ● 10 月決算法人の確定申告と納税・翌年 4 月決算法人の中間申告と納税 (決算応当日まで) ● 翌年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告 (決算応当日まで)

◆あとがき◆ 運送業にとって、一番忙しいと思える 12 月がやってきました。
 ドライバーの健康確保のため、くれぐれも長時間労働にならないように配車業務をお願い致します。
 また、トラック運転者の働き方改革関連法の労働時間の上限規制については、施行されてから 5 年後に実際施行される
 ようです。なお、特別条項については、ドライバーは適用除外になっておりますので、ご注意ください。